

## 第二章　登録・認定システム

1. 生産情報公表豚肉の J A S 規格
2. 生産情報公表牛肉及び生産情報公表豚肉についての登録認定機関又は登録外国認定機関となるための登録基準
3. 生産情報公表豚肉についての生産行程管理者の認定の技術的基準
4. 生産情報公表豚肉についての小分け業者の認定の技術的基準
5. 生産情報公表豚肉の生産行程についての検査方法
6. 格付の表示の様式及び表示の方法

## 第二章 登録・認定システム

### 1. 生産情報公表豚肉の日本農林規格

平成16年6月25日  
農林水産省告示第1219号

#### (目的)

第1条 この規格は、生産情報公表豚肉の生産の方法についての基準等を定めることを目的とする。

#### (定義)

第2条 この規格において、次の表の左欄に掲げる用語の定義は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

| 用語       | 定義  |
|----------|---|
| 生産情報     | 豚肉の生産に係る次に掲げる情報をいう。<br>(1) 出生の年月日<br>(2) 管理者（豚の所有者その他豚を管理する者をいう。以下同じ。）の氏名又は名称及び住所並びにその管理の開始の年月日<br>(3) 豚の飼養のための施設の所在地及び当該飼養施設における飼養の開始の年月日<br>(4) とさつの年月日<br>(5) 豚の管理者の連絡先<br>(6) と畜者の氏名又は名称及び連絡先並びに当該豚がとさつされたと畜場の名称及び所在地<br>(7) 管理者が給餌した飼料の名称<br>(8) 管理者が使用した動物用医薬品（薬事法（昭和35年法律第145号）第49条の規定により農林水産大臣が指定する医薬品並びに同法第83条の4第1項又は第83条の5第1項の規定により使用者が遵守すべき基準が定められた医薬品に限る。以下同じ。）の薬効別分類及び名称 |
| 生産情報公表豚肉 | 次条及び第4条の規格に適合する豚肉をいう。   |
| 個体識別番号   | 豚の個体を識別するために必要な番号又は記号で生産行程管理者が豚ごとに定めるものをいう。   |
| 豚群識別番号   | 30頭以内の群で当該群に属さない豚が混入しないよう管理されたもの（以下「豚群」という。）を識別するために必要な番号又は記号で生産行程管理者が豚群ごとに定めるものをいう。  |

2 前項の表生産情報の項(8)の薬効別分類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 麻酔剤
- (2) 催眠鎮静剤
- (3) 解熱鎮痛消炎剤
- (4) 鎮痙剤
- (5) 自律神経剤
- (6) 強心剤
- (7) 鎮咳きよ痰剤
- (8) 利尿剤
- (9) (6)から(8)までに掲げる薬剤以外の循環器官系用剤、呼吸器官系用剤及び泌尿器官系用剤
- (10) ホルモン剤
- (11) 子宮収縮剤
- (12) サルファ剤
- (13) 合成抗菌剤
- (14) 抗原虫剤
- (15) 抗生物質製剤
- (16) 内寄生虫駆除剤
- (17) (12)から(16)までに掲げる薬剤以外の寄生性皮ふ疾患用剤
- (18) ワクチン
- (19) 抗血清
- (20) (18)及び(19)までに掲げる薬剤以外の生物学的製剤

(生産情報公表豚肉の規格)

第3条 生産情報公表豚肉の生産の方法についての基準は、生産情報を一頭ごと又は一豚群ごとに正確に記録するとともに、その記録を保管し、事実に即して公表することとする。ただし、一頭ごとに生産情報を記録するとともに、その記録を保管している豚肉にあっては、いずれの豚から得られた豚肉であるかを識別することが困難である場合は、同一の認定生産行程管理者（農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和25年法律第175号）第15条第2項又は同法第19条の3第2項の規定による認定を受けた生産行程管理者をいう。）の30頭以内の荷口ごとに事実に即して公表していることとする。

第4条 生産情報公表豚肉の品質に関する表示の基準は、次のとおりとする。

| 事項     | 基準  |
|--------|---|
| 表示事項   | <p>次に掲げる事項を表示であること。ただし、(3)に掲げる事項にあっては、生産情報が、小売業者以外の販売業者にあっては容器若しくは包装の見やすい個所、送り状又は納品書等に、小売業者にあっては容器若しくは包装の見やすい個所又は豚肉に近接した掲示その他見やすい場所に事実に即して表示されている場合には、省略することができる。</p> <p>(1) 個体識別番号又は豚群識別番号</p> <p>(2) 前条ただし書の規定により荷口ごとに生産情報を公表している場合にあっては、個体識別番号に代えて荷口番号（当該荷口を識別するために必要な番号又は記号をいう。以下同じ。）</p> <p>(3) 生産情報の公表の方法</p>   |
| 表示の方法  | <p>生鮮食品品質表示基準（平成12年3月31日農林水産省告示第514号）第3条第1項第1号に掲げる事項、個体識別番号、荷口番号、豚群識別番号及び生産情報の公表の方法の表示は、次に規定する方法により行われていること。</p> <p>(1) 名称<br/>その内容を表す一般的な名称の次に括弧を付して「生産情報公表豚肉」と記載すること。</p> <p>(2) 個体識別番号、荷口番号又は豚群識別番号<br/>小売業者以外の販売業者にあっては容器若しくは包装の見やすい個所、送り状又は納品書等に、小売業者にあっては容器若しくは包装の見やすい個所又は豚肉に近接した掲示その他見やすい場所に記載してあること。</p> <p>(3) 生産情報の公表の方法<br/>ファックス番号、ホームページアドレス等生産情報を入手するために必要な連絡先を、小売業者以外の販売業者にあっては容器若しくは包装の見やすい個所、送り状又は納品書等に、小売業者にあっては容器若しくは包装の見やすい個所又は豚肉に近接した掲示その他見やすい場所に記載してあること。</p> |
| 表示禁止事項 | 表示事項の項に規定する事項及び前条の規定により公表された生産情報の内容と矛盾する用語を表示していないこと。   |

#### 附 則

この告示は、公布の日から起算して30日を経過した日から施行する。

## 2. 生産情報公表牛肉及び生産情報公表豚肉についての登録認定機関又は登録外国認定機関となるための登録基準

平成15年10月31日  
農林水産省告示第1795号

題名改正 平成16年6月25日農水告第1220号

| 事 項            | 基 準  |
|----------------|--|
| 認定の業務に従事する者の資格 | <ol style="list-style-type: none"><li>学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学若しくは旧専門学校令（明治36年勅令第61号）による専門学校以上の学校において畜産の生産に関する授業科目の単位を修得して卒業した者又はこれらと同等以上の資格を有する者で、畜産物の生産又は畜産物の生産に関する指導、調査若しくは試験研究の実務に3年以上従事した経験を有する者</li><li>学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校若しくは旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校で畜産の生産に関する授業科目の単位を修得して卒業した者又はこれらと同等以上の資格を有する者で、畜産物の生産又は畜産物の生産に関する指導、調査若しくは試験研究の実務に4年以上従事した経験を有する者</li><li>畜産物の生産又は畜産物の生産に関する指導、調査若しくは試験研究の実務に5年以上従事した経験を有する者</li><li>第1号から第3号までに掲げる者と同等以上の資格を有すると認められる者</li></ol> |
| 認定の業務に従事する者の人員 | <ol style="list-style-type: none"><li>検査に従事する者は、2名以上で検査の対象となるは場又は事業所の規模及び数に応じて必要となる員数</li><li>判定に従事する者は、判定の対象となるは場又は事業所の数に応じて必要となる員数</li></ol>   |
| 認定の業務の管理に関する事項 | <ol style="list-style-type: none"><li>次に掲げる事項を記載した業務に関する規程を定め、これに基づき業務が行われていること。<ol style="list-style-type: none"><li>認定の業務を適切に行うための方針及びこれを当該業務に携わる者への周知の規程</li><li>認定の技術的基準への適合性を検査する部門と当該検査の結果に基づき認定するかどうかを判定する部門が相互に独立し、その権限及び責任が明確に定められている規程</li></ol></li><li>認定の業務の適正な実施を確保するため、内部監査体制が確立されていること。</li></ol>  |

附 則（平成16年6月25日農林水産省告示第1220号）

この告示は、公布の日から起算して30日を経過した日から施行する。

### 3. 生産情報公表豚肉についての 生産行程管理者の認定の技術的基準

〔平成16年6月25日  
農林水産省告示第1221号〕

#### 一 生産及び保管に係る施設

##### 1 生産に係る施設

次の条件に適合していること。

- (1) 生産に係る記録をする場所が、生産情報公表豚肉の日本農林規格（平成16年6月25日農林水産省告示第1219号。以下「日本農林規格」という。）第2条に規定する生産情報（以下「生産情報」という。）の記録をするに際し、他の記録と区分して行うのに支障のない広さ及び構造を有するものであること。
- (2) と畜場が、日本農林規格に従って生産された豚のと畜処理及びと畜に関する記録をするに際し、他の豚と区分して行うのに支障のない広さ及び構造を有するものであること。

##### 2 保管に係る施設

- (1) 日本農林規格に従って生産された豚肉が、他の豚肉と区別して保管するのに支障のない広さ及び構造を有するものであること。
- (2) 生産情報の記録について、他の記録と区別して3年間保管するのに支障のない広さ及び構造を有するものであること。

#### 二 生産行程の管理又は把握の実施方法

##### 1 生産行程の管理（外注管理（生産行程の管理の一部を外部の者に委託して行わせている場合における外注先の選定基準、外注内容、外注手続等当該外注に関する管理をいう。）を含む。以下同じ。）又は把握を担当する者に、次に掲げる職務を行わせること。

- (1) 生産行程の管理又は把握に関する計画の立案及び推進
- (2) 日本農林規格第2条に規定する個体識別番号又は豚群識別番号に対応させて、生産情報を一元的に記録し、及びその記録を保管すること。
- (3) 生産行程に生じた異常等に関する処置又は指導

##### 2 管理者（生産行程管理者の職員又は外注管理の受託者であって、豚の所有者その他豚を管理する者をいう。以下同じ。）に次に掲げる職務を行わせること。

- (1) 個体識別番号で管理した豚に係る豚肉にあっては、豚が出生した時に当該豚の管理者が当該豚の個体識別番号を表示した耳標その他の物体を遅滞なく当該豚に装着するか、又はそれと同等の個体を識別するための措置を行うとともに、やむを得ない理由がある場合を除いて、当該物体が豚から取り外されることのないよう、又はそれと同等の個体を識別するための措置が損なわれないよう管理すること。
- (2) 豚群識別番号で管理した豚に係る豚肉にあっては、30頭以内の群で当該群に属

さない豚が混入しないよう管理すること。

- (3) 管理者が生産行程の管理又は把握を担当する者と同一の者でない場合にあっては、管理者において個体識別番号又は豚群識別番号に対応させて豚の個体又は豚群ごとに生産情報を記録し、生産情報の管理又は把握を担当する者に当該記録を確實に伝達すること。
- (4) やむを得ない理由により、個体識別番号を表示した耳標その他の物体が豚から取り外されたときは、これに代わって当該豚の個体を識別するための措置を生産行程管理者の指示により講じること。

### 3 生産情報の公表を担当する者に次に掲げる職務を行わせていること。

生産情報公表担当者は、生産情報を別記様式により個体識別番号又は豚群識別番号ごとに、とさつされた日から3年以上公表させること。ただし、個体識別番号又は豚群識別番号に対応する生産情報公表豚肉すべてが最終消費者に販売されてから7日以上経過したことを確認した場合にあっては、とさつされた日から3年を経過する前であっても、当該生産情報公表豚肉に係る生産情報の公表を取りやめることができる。

### 4 次に掲げる事項について、内部規程を具体的かつ体系的に整備していること。

- (1) 生産情報の記録、保管及び公表に関する事項
- (2) と畜処理に関する事項
- (3) 豚肉の保管及び出荷に関する事項
- (4) 年間の生産計画の策定及び当該計画の登録認定機関（登録認定機関又は登録外国認定機関をいう。以下同じ。）への通知に関する事項
- (5) 生産行程の管理又は把握の実施状況についての登録認定機関による確認等業務の適切な実施に関し必要な事項

### 5 内部規程に基づいて生産行程の管理又は把握を適切に行い、生産情報の記録及び当該記録の根拠となる書類を当該豚のとさつの日から3年以上保持するとともに、生産情報を当該豚のとさつの日から3年以上公表すること。

### 6 内部規程の適切な見直しを定期的に行い、かつ、従業員に十分周知することとしていること。

## 三 生産行程の管理又は把握を担当する者の資格及び人数

### 1 生産行程管理担当者の資格及び人数

生産行程管理担当者として、次のいずれかに該当する者が1人以上（当該生産行程管理者が複数の生産に係る施設を管理し、又は把握している場合には、当該管理し、又は把握する生産に係る施設の数、分散の状況等に応じて適正な生産行程の管理又は把握を行うのに必要な人数以上）置かれていること。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学若しくは旧専門学校令（明治36年勅令第61号）による専門学校以上の学校で畜産に関する授業科目的単位を取得して卒業した者又はこれらと同等以上の資格を有する者で、畜産物の生産、生産の指導又は試験研究に1年以上従事した経験を有するもの

- (2) 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校若しくは旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校を卒業した者又はこれらと同等以上の資格を有する者で、畜産物の生産、生産の指導又は試験研究に3年以上従事した経験を有するもの
- (3) 畜産物の生産、生産の指導又は試験研究に5年以上従事した経験を有する者

## 2 生産行程管理責任者

- (1) 生産行程管理担当者が1人置かれている場合には、その者が生産行程管理責任者として、登録認定機関の指定する講習会（以下「講習会」という。）において豚肉の生産情報に係る管理又は把握に関する課程を修了していること。
- (2) 生産行程管理担当者が複数置かれている場合には、生産行程管理責任者として、生産行程管理担当者の中から、講習会において豚肉の生産情報に係る管理又は把握に関する課程を修了したものが1人選任されていること。

## 四 格付の実施方法

- 1 次に掲げる事項について、格付に関する規程（以下「格付規程」という。）を具体的かつ体系的に整備していること。
  - (1) 生産行程についての検査に関する事項
  - (2) 格付の表示に関する事項
  - (3) 格付後の荷口の出荷又は処分に関する事項
  - (4) 記録の作成及び保存に関する事項
  - (5) 生産情報に関する事項と表示方法の内容が対応することに関する具体的な事項
  - (6) 登録認定機関による確認等業務の適切な実施に関し必要な事項
- 2 格付規程に基づいて格付及び格付の表示に関する業務を適切に行い、その結果、格付の表示が適切に付されることが確実と認められること。
- 3 豚肉に付与する個体識別番号又は豚群識別番号の伝達が適切に行われることが確実と認められること。
- 4 生産情報公表豚肉の表示が日本農林規格第4条に規定する基準に従い、適切に行われることが確実と認められること。

## 五 格付を担当する者の資格及び人数

- 1 格付担当者の資格及び人数
  - 格付担当者として、三の1の(1)、(2)又は(3)のいずれかに該当する者であって、講習会において生産情報公表豚肉に係る格付に関する課程を修了したものが1人以上（当該生産行程管理者が複数の生産に係る施設を管理し、又は把握する場合には、当該管理し、又は把握する生産に係る施設の数、分散の状況等に応じて適正な格付を行うのに必要な人数以上）置かれていること。
- 2 格付責任者
  - 格付担当者が複数置かれている場合には、格付責任者として1人選任されていること。

別記様式（二関係）

|                          |  |
|--------------------------|--|
| 個体識別番号                   |  |
| 出生の年月日                   |  |
| 管理者の氏名又は名称               |  |
| 管理者の住所                   |  |
| 管理の開始の年月日                |  |
| 豚の飼養のための施設の所在地           |  |
| 飼養の開始の年月日                |  |
| とさつの年月日                  |  |
| 豚の管理者の連絡先                |  |
| と畜者の氏名又は名称               |  |
| と畜者の連絡先                  |  |
| と畜場の名称                   |  |
| と畜場の所在地                  |  |
| 管理者が給餌した飼料の名称            |  |
| 管理者が使用した動物用医薬品の薬効別分類及び名称 |  |

備考 二の 2 の (2) に掲げる豚に係る生産情報公表豚肉にあっては、この様式中個体識別番号を豚群識別番号とすること。

附 則

この告示は、公布の日から起算して 30 日を経過した日から施行する。

## 4. 生産情報公表豚肉についての 小分け業者の認定の技術的基準

平成16年6月25日  
農林水産省告示第1222号

### 一 小分けし及び格付の表示を付するための施設

#### 1 小分けのための施設

豚肉を区別して小分けを行うのに支障のない広さ及び構造を有する施設を有すること。

#### 2 格付の表示のための施設

証票の管理のための施設を有すること。

### 二 小分けの実施方法

#### 1 三の2に規定する小分け責任者に、次に掲げる職務を行わせていること。

##### (1) 小分けに関する計画の立案及び推進

(2) 小分けの過程において生産情報公表豚肉がいずれの豚から得られたものであるかを識別することが困難になる場合（30頭以内の群で当該群に属さない豚が混入しないよう管理されたものに属する豚から得られたものである場合を除く。）にあっては、当該生産情報公表豚肉に荷口番号（同一の認定生産行程管理者（農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和25年法律第175号）第15条第2項又は同法第19条の3第2項の規定による認定を受けた生産行程管理者をいう。）が管理する30以内の個体識別番号（生産情報公表豚肉の日本農林規格（平成16年6月25日農林水産省告示第1219号）第2条に規定する個体識別番号をいう。以下同じ。）に対応する番号又は記号をいう。以下同じ。）を付与すること。

##### (3) 小分けの行程に生じた異常、苦情等に関する処置及びその対策に関する指導及び助言

#### 2 小分け責任者が生産情報公表豚肉に荷口番号を付与する場合にあっては、生産情報公表担当者に次に掲げる職務を行わせていること。

##### (1) 荷口番号に対応する個体識別番号により識別された豚に係る生産情報公表豚肉の生産情報を、生産行程管理者又はその委託を受けた者が公表しているところに従い、荷口番号ごとに整理し、及び記録し、並びに当該記録を保管すること。

##### (2) (1)の記録に基づき、生産情報を別記様式1及び別記様式2により荷口番号ごとに、荷口番号を付与した日から3年以上公表すること。ただし、荷口番号に対応する生産情報公表豚肉すべてが最終消費者に販売されてから7日以上経過したことを見認めた場合にあっては、荷口番号を付与した日から3年を経過する前であっても、当該荷口番号に対応する生産情報の公表を取りやめることができる。

#### 3 次に掲げる事項について、内部規程を具体的かつ体系的に整備していること。

##### (1) 豚肉の受入れ及び保管に関する事項

- (2) 小分け前の豚肉の格付の表示の確認に関する事項
- (3) 小分け後の豚肉の格付の表示に関する事項
- (4) 小分けの方法に関する事項
- (5) 豚肉の生産情報の記録、保管及び伝達に関する事項
- (6) 豚肉の生産情報の公表に関する事項
- (7) 小分けの実施状況についての認定機関（登録認定機関又は登録外国認定機関をいう。以下同じ。）による確認等業務の適切な実施に関し必要な事項

4 内部規程に基づいて小分けを適切に行い、その管理記録及び当該管理記録の根拠となる書類を当該記録の作成の日から3年以上保持すること。

### 三 小分けを担当する者の資格及び人数

#### 1 小分け担当者の資格及び人数

小分け担当者として、次のいずれかに該当する者が1人以上置かれていること。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による高等学校若しくは中等教育学校若しくは旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校を卒業した者又はこれらと同等以上の資格を有する者で、食品の流通の実務に2年以上従事した経験を有するもの
- (2) 食品の流通の実務に3年以上従事した経験を有する者

#### 2 小分け責任者

小分け責任者として、小分け担当者の中から、認定機関の指定する講習会（以下「講習会」という。）において小分けに関する課程を修了したものが1人選任されていること。

### 四 格付の表示をする組織及び実施方法

#### 1 格付の表示をする組織

格付の表示をする部門が、営業部門から実質的に独立した組織及び権限を有すること。

#### 2 格付の表示の実施方法

- (1) 次に掲げる事項について、格付の表示に関する規程（以下「格付表示規程」という。）を具体的かつ体系的に整備していること。

##### ア 格付の表示に関する事項

イ 生産情報の処理に関する事項（荷口番号の付与に関する事項）

ウ 荷口の出荷又は処分に関する事項

エ 記録の作成及び保存に関する事項

オ 認定機関による確認等業務の適切な実施に関し必要な事項

- (2) 格付表示規程に基づいて格付の表示が適切に付されることが確実と認められること。

- (3) 生産情報を有する豚肉に付与された荷口番号が適切に付与されることが確実と認められること。

## 五 格付の表示を担当する者の資格及び人数

格付表示担当者として、講習会において格付の表示に関する課程を修了した者が1人以上置かれていること。

### 別記様式1（二関係）

|                          |  |
|--------------------------|--|
| 荷口番号                     |  |
| 管理者が給餌した飼料の名称            |  |
| 管理者が使用した動物用医薬品の薬効別分類及び名称 |  |

### 別記様式2（二関係）

|                |  |
|----------------|--|
| 荷口番号           |  |
| 個体識別番号         |  |
| 出生の年月日         |  |
| 管理者の氏名又は名称     |  |
| 管理者の住所         |  |
| 管理の開始の年月日      |  |
| 豚の飼養のための施設の所在地 |  |
| 飼養の開始の年月日      |  |
| とさつの年月日        |  |
| 豚の管理者の連絡先      |  |
| と畜者の氏名又は名称     |  |
| と畜者の連絡先        |  |
| と畜場の名称         |  |
| と畜場の所在地        |  |

### 備考

- 1 当該荷口に係る豚の個体につき1枚ずつ作成すること。
- 2 様式中「管理者の氏名又は名称」、「豚の飼養のための施設の所在地」及び「豚の管理者の連絡先」項の生産情報が複数ある場合にあっては、それぞれの項の下に項を設けて記入すること。

### 附 則

この告示は、公布の日から起算して30日を経過した日から施行する。

## 5. 生産情報公表豚肉の生産行程についての検査方法

平成16年6月25日  
農林水産省告示第1223号

### (適用の範囲)

第1条 この検査方法は、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和25年法律第175号）第15条第2項の規定による認定を受けた生産行程管理者及び同法第19条の3第2項の認定を受けた外国生産行程管理者（以下「認定生産行程管理者等」という。）が行う生産情報公表豚肉の生産行程についての検査に適用する。

### (生産行程についての検査)

第2条 生産情報公表豚肉の生産行程についての検査は、当該認定生産行程管理者等が豚の個体識別番号等（生産情報公表豚肉の日本農林規格（平成16年6月25日農林水産省告示第1219号。以下「日本農林規格」という。）第2条に規定する個体識別番号又は豚群識別番号をいう。以下同じ。）ごとに、次に掲げるところにより行うものとする。

- 一 当該豚の個体識別番号等ごとの生産行程の管理記録（「出生の年月日」、「管理者の氏名又は名称及び住所並びにその管理の開始の年月日」、「豚の飼養のための施設の所在地及び当該飼養施設における飼養の開始の年月日」、「とさつの年月日」、「豚の管理者の連絡先」、「と畜者の氏名又は名称及び連絡先並びに当該豚がとさつされたと畜場の名称及び所在地」、「管理者が給餌した飼料の名称」、並びに「管理者が使用した動物用医薬品の薬効別分類及び名称」についての記録をいう。以下同じ。）の作成及び保管が適正であることの確認
- 二 当該生産行程の管理記録が当該豚の個体識別番号等に係るものであることの確認
- 三 当該豚の個体識別番号等に係る生産の方法が日本農林規格第3条に規定する生産の方法についての基準に適合するか否かについての当該生産行程の管理記録の調査による確認
- 四 当該生産行程の管理記録が認定生産行程管理者等に正確に伝達されていることの確認

### 附 則

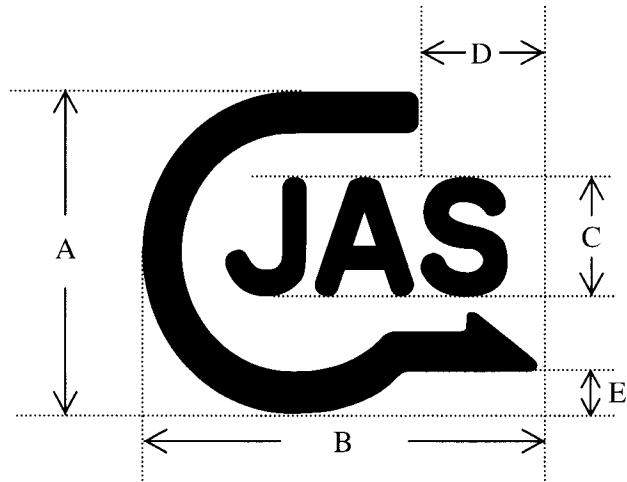
この告示は、公布の日から起算して30日を経過した日から施行する。

## 6. 格付けの表示の様式及び表示の方法

飲食料品及び油脂の格付の表示の様式及び表示の方法の一部改正（抜粋）

（平成15年11月25日付け農林水産省告示第1926号）

別記様式5（第2条関係）



## 認定機関名

- (1) Aは、15mm以上とする。
- (2) Bは、Aの5/4とし、C及びDは、Aの3/8とし、Eは、Aの1/8とする。
- (3) 認定機関名の文字の高さは、Cと同じとする。
- (4) 認定機関名は、略称を記載することができる。

### 附 則

この告示は、平成15年12月1日から施行する。